

## 神戸市交通公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和8年7月22日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
遠隔システム導入に伴う出札機器改修業務
- 2 数量  
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市交通局経営企画課  
神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号
- 4 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年5月25日
- 5 落札者の氏名及び住所  
日本信号株式会社 大阪支社  
執行役員支社長 石川 昌利  
大阪市北区小松原町2番4号
- 6 随意契約に係る契約金額  
78,100,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続  
次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 8 随意契約による理由  
既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあり、当該調達の相手方が特定されているため。